

6 鉄道に係る災害に関する事項

- ・鉄道事業者は、被害額が1千万円以上の災害が発生した場合には、鉄道事故等報告規則第8条に基づき、当該災害に対する応急処置が完了した後10日以内に、国へ報告することが義務づけられています。
- ・過去10年間における鉄道施設の災害被害総額は2,266億円となっています。このうち、地震によるものが1,204億円(53.1%)、豪雨等によるものが999億円(44.1%)となっています。
- ・令和元年度の災害報告のうち、令和元年房総半島台風(台風第15号)によるものが1億円、令和元年東日本台風(台風第19号)によるものが39億円でした。

図20：自然災害による鉄道施設の被害額の推移（過去10年間）

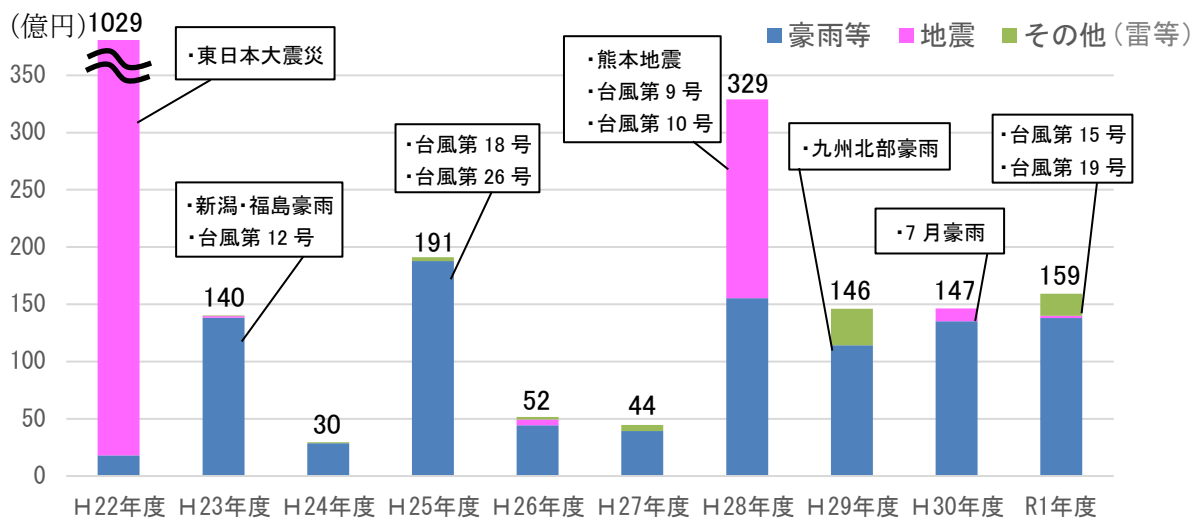


図21：過去10年間の原因別被害額

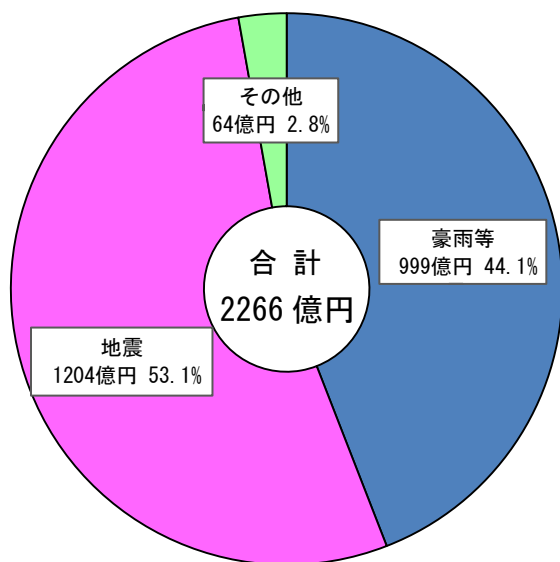
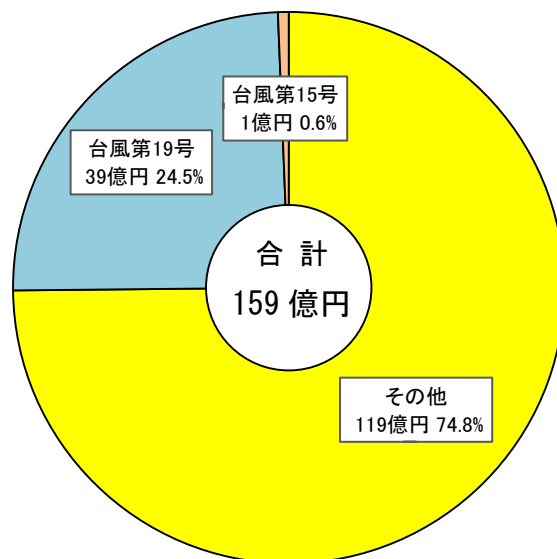


図22：令和元年度の被害額のうち、台風第15号・19号の被害額



※ 被害額については、令和2年3月末までに、鉄道事故等報告規則第8条に基づき、各事業者から報告のあった応急工事又は復旧工事に要した費用を集計したものです。